

事 務 連 絡
平成20年 5 月 8 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産鶏肉及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産鶏肉調整品において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、ニトロフラン類に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

中国産鶏肉及びその加工品

2 検査項目及び検査頻度

- (1) SHENG YANG MEAT PROCESSING CO. が製造した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、フラゾリドンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、ニトロフラン類に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：鶏肉：冷凍調整品(STEAM YTR BL 30G)
2. 生 産 国：中国
3. 製 造 者：SHENG YANG MEAT PROCESSING CO.
4. 検査結果：フラゾリドン(AOZとして) 0.005ppm(基準：不検出)
5. 検 疫 所：大阪検疫所(届出受付番号：第61014934601号1欄)
6. 輸 入 者：株式会社 ファルコンジャパン